

第2期野洲市地域福祉計画

令和元年度 評価・検証報告書

～平成30年度評価・検証と令和元年度取組状況～

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された市の行政計画で、同法第4条に規定されている「地域福祉の推進」を目的とし、本市における地域福祉推進のための施策展開の基本となるものです。

野洲市では、平成19年度から平成25年度までを第1期計画、平成26年度から令和2年度（平成32年度）までを第2期計画と、それぞれ7年の計画期間を設け策定しています。

また、本計画は、福祉をはじめとするさまざまな生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

今般、平成30年度における計画の進捗状況や達成状況について、庁内検討委員会により実施した、評価・検証について報告します。また、野洲市民生委員児童委員協議会で行っていただいた第三者による評価・検証についても併せて報告します。

目 次

1. 地域福祉計画の概要	1
2. 地域福祉計画の進行管理	3
3. 庁内検討委員会 (R1)	3
4. 第三者による評価・検証 (H30)	5
5. 各施策の取組状況 (R1)	12

令和元年 4 月・野洲市

1. 地域福祉計画の概要

●地域福祉の必要性

少子高齢社会を迎えたわが国では、厳しい経済情勢の中、国民の意識や価値観、生活課題は多様化し、また一方で、生活環境は整備され、さまざまな物や情報が簡単に得られる豊かな時代へと変化してきました。これらは、人々に多くの利便性を与える反面、無縁社会と呼ばれる環境をつくり、孤独や孤立など新たな社会問題を生み出しています。

豊かな社会の中で生まれた、生活格差の拡大、自殺者やいじめ、虐待の増加などが大きな社会問題となり、これまで、行政や社会福祉協議会、事業者の福祉サービスによって対応されてきた暮らしの変化に伴う多様な生活課題や、個別の福祉課題が「制度の谷間」となることが多く、行政などによる福祉サービスだけでは対応が難しい状況となってきました。

このような状況下、本市の理念である「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」の具現化のため、住み慣れた地域社会の中で、地域に暮らす人々が、お互いの幸せを願い、支え合うことで、誰もが自分らしく誇りを持ち、心の豊かさも育むことができる「地域福祉」が根づいた社会をより一層推進することが求められています。

●各計画等との関係

本市では、「第1次野洲市総合計画」のもと策定された、「野洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「野洲市次世代育成支援行動計画」、「やす障がい福祉プラン（野洲市障がい者基本計画・野洲市障がい福祉計画）」等に基づき具体的な施策が実施されています。

地域福祉計画は、これらの個別計画に共通する地域福祉の基本理念、基本目標、取組の方向性を示すものです。

また、災害時における要援護者支援や多様な福祉課題への対応なども踏まえるとともに、実際に家庭・市民が主体となって地域福祉を実施していくにあたり、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図ることとします。

●計画の基本理念

基本理念：人がともに支え合い 安心して暮らせるまち やす

第1期計画で掲げた基本理念を踏襲し、年代の違いや障がいの有無にかかわらず、人がともに支え合って、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活を送ることができる体制を整備する必要があります。

地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支え合いや助け合いができる「安心して暮らせるまち」の実現をめざします。

●計画の基本目標及び重点課題と各施策

基本目標Ⅰ 地域で支え合い活動の推進 ～地域福祉活動への市民参加～

市民一人ひとりが自立・自助の考えを持ち、ともに支え合い、助け合いながら、地域の課題に取り組むことが重要となります。

日常の近所づき合いや声かけなど、災害時における地域での支え合い活動が広げられるよう、ボランティア団体等の市民活動への支援や、環境づくり、啓発活動を推進します。

重点課題① 安全で安心して暮らせる地域づくり

- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 災害時の要援護者支援
- 日常の防災対策の充実

重点課題② とともに支え合う地域づくり

- 「あいさつ運動」の推進
- 世代間交流などの推進
- ひとり暮らしの高齢者などのサービス提供体制の強化

重点課題③ 健康で生きがいのある地域づくり

- 地域における健康づくりの支援
- 高齢者の自立支援に向けた環境づくり
- ボランティア団体の拡大
- 生涯学習の情報提供・啓発活動の推進
- 高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援

重点課題④ ノーマライゼーション（共生）の地域づくり

- 公共施設などにおけるバリアフリーの推進
- 安心して暮らせる住居の整備
- 心のバリアフリーの推進
- 人権学習・啓発活動の推進
- 男女共同参画の地域づくり

重点課題⑤ 子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり

- 子育て支援センターの充実
- ファミリーサポートセンター事業の推進
- 幼保一元化事業の推進
- 安全・安心ネットワークの推進
- 学童保育の充実
- 学校応援団の推進

基本目標Ⅱ 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～

すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代などが、適切なサービスを安心して利用できるように支援する必要があります。子どもから高齢者までを見守ることのできる地域での仕組みづくりのため、市が行う情報提供や相談体制、成年後見制度等の権利擁護の充実を図ります。また、福祉サービス利用援助事業の普及啓発により、支援を求めるすべての市民生活を支える仕組みづくりを推進します。

重点課題① 情報提供の充実

- 総合情報コーナーの設置

重点課題② 相談体制の充実

- 総合相談窓口の設置
- 相談窓口のネットワーク化
- 関係職員の能力向上

重点課題③ 利用者の権利擁護

- 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進
- 虐待防止ネットワークの強化

基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～

地域福祉を継続して進めていくためには、市民・自治会・事業者・行政と、保健・医療・福祉などの関係機関との連携が必要不可欠となります。

地域福祉に関わる幅広い分野の人たちが、協働で各自の役割を果たすことができるよう、社会福祉協議会をはじめ、各種関係機関・団体との連携や協働への支援を推進します。

重点課題① 保健・医療・福祉の連携

- 保健・医療・福祉ネットワークの強化

重点課題② 市民・自治会・事業者・行政の連携・協働

- 市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり
- 交流の拠点づくり

重点課題③ 社会福祉協議会との連携・協働

- 社会福祉協議会との連携強化
- 社会福祉協議会の組織体制の強化

重点課題④ 各計画の連携・推進

- 各計画との連携・推進
- 計画の評価・点検

2. 地域福祉計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の進捗状況や達成状況については、庁内に検討委員会を設け、原則として年1回評価・検証を行い、さらに第三者による評価・検証を行うことで、本計画の実効性・実現性の確保につなげます。

3. 庁内検討委員会

委員会には委員長を置き、委員長は健康福祉部長をもって充てます。

委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長がこれに当たります。

委員会は、毎年1回開催し、本計画について年度ごとの評価・検証を行います。

※ 本年度は第3期計画の策定に向けた協議等を中心に行いました。

《令和元年度庁内検討委員会の結果》

＜第1回庁内検討委員会＞

1. 開催日時 令和元年11月25日（月）13：50～15：30
2. 開催場所 市役所別館第1会議室
3. 出席者 17名

【健康福祉部】高橋部長[委員長兼議長]、赤坂政策監[副委員長]、田中次長、田中次長（高齢者・子育て支援担当、こども課長）、西村保険年金課長、駒井高齢福祉課長、山本障がい者自立支援課長、田中発達支援センター所長、井狩こども課長、武内子育て家

庭支援課長、山本子育て支援センター所長、清水地域包括支援センター所長、北出健康推進課長、角社会福祉課長、宇都宮社会福祉課主査

【市民部】生水市民生活相談課長、三田主任

4. 議題等及び主な意見等

- ・「第3期野洲市地域福祉計画」についての庁内検討委員会の位置づけ、メンバー等を確認。
⇒まちづくりの観点から協働推進課、社会福祉協議会の参加も必要ではないかとの意見
⇒規定等の見直しを行い、調整を行う。
- ・策定委員について候補者を各計画等から推薦してもらうことについて依頼。 ⇒了承。
- ・上位計画となる地域福祉計画の位置づけの整理について ⇒基礎計画であることを確認。

<第2回庁内検討委員会兼研修会>

1. 開催日時 令和元年12月16日(月) 14:00~16:00
2. 開催場所 コミセンきたの 大ホール
3. 出席者 市民生活総合支援推進委員会委員、地域福祉計画庁内検討委員会委員
社会福祉協議会 ほか 31人
4. 講師 原田 正樹 氏(日本福祉大学 副学長)
5. テーマ 【研修】「地域福祉計画とはなにか?~生活困窮者等への支援を通じて考える~」
【協議】第3期野洲市地域福祉計画の素案作成・確認、スケジュール等の確認

<参考：公開研修会>

1. 開催日時 令和2年1月20日(月) 14:00~16:00
2. 開催場所 総合防災センター 2階会議室
3. 出席者 市民生活総合支援推進委員会委員、地域福祉計画庁内検討委員会委員
社会福祉協議会、自治会長、民生委員 ほか 129名
4. 講師 原田 正樹 氏(日本福祉大学 副学長)
5. テーマ ①「新たな時代に対応した地域の福祉を進めるために」~地域生活課題の考え方~
②質疑応答、ディスカッション

<第3回庁内検討委員会>

1. 開催日時 令和2年2月17日(月) 16:30~17:15
2. 開催場所 市役所別館第1会議室
3. 出席者 19名

【健康福祉部】高橋部長[委員長兼議長]、赤坂政策監[副委員長](代:辻主任)、田中次長、田中次長(高齢者・子育て支援担当、こども課長)、西村保険年金課長、駒井高齢福祉課長、山本障がい者自立支援課長、田中発達支援センター所長、井狩こども課長、武内子育て家庭支援課長、山本子育て支援センター所長、清水地域包括支援センター所長、北出健康推進課長、角社会福祉課長、宇都宮社会福祉課主査

【市民部】山田協働推進課主席参事、生水市民生活相談課長(代:三田主任)

【社会福祉協議会】水谷次長、富田専門員

4. 議題等及び主な意見等

▽「第3期野洲市地域福祉計画」について

- ・ 市内検討委員会設置規定の改正について ⇒委員の改正、専門部会について等
- ・ 地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することについて
⇒関連性については確認。一体的なのか強い関連性なのか表現等について検討
- ・ 社会福祉法第106条の3各号における事業について検討する専門部会設置について
⇒新たな事業の「断らない相談」「参加支援」「地域づくり」について検討する
実務者会議（ワーキンググループ）として検討していくことに。
- ・ タウンミーティング等実施できる会議等の集まりについて紹介いただきたい。

▽「第2期野洲市地域福祉計画」の令和元年度の取組状況について（セルフチェック）

- ・ 例年4月になってから行っていた評価・検証作業を現担当で行えるよう3月に実施。
- ・ 上位計画に明示されたことから、他の計画で進捗管理等を行っているのかの調査も行い、
引き継ぐもの、引き継がないものについて整理を行う。
- ・ 外部評価については、これまで民生委員・児童委員に依頼していたが、第3期計画の
策定委員会の委員でお願いする予定。

4. 第三者による評価・検証

第三者による評価・検証については、地域福祉の担い手として活動いただいている民生委員・児童委員の代表者で構成する野洲市民生委員児童委員協議会（民児協）役員会に報告するとともに4つの部会（障がい福祉部会、高齢福祉部会、児童福祉部会、地域活動部会）において部会に関係した事業を抽出し、各部会から意見を徴することとします。

≪令和元年度第三者による評価・検証の結果≫（平成30年度の取組に対する評価・検証）

高齢福祉部会

1. 日 時 令和元年5月28日（火）午前9時30分～午前11時10分
2. 場 所 健康福祉センター 2階 集団指導室
3. 参加者 野洲市民生委員児童委員協議会 高齢福祉部会 23名
高齢福祉課：駒井課長、今在家課長補佐
地域包括支援センター：辻村副所長、辻村主査、新田主査、山浦主任、國松主事
社会福祉課：角課長、宇都宮 合計32名

4. 評価・検証する取組

基本目標1 地域で支え合い活動の推進～地域福祉活動への市民参加～

重点課題2 とともに支え合う地域づくり

取組 No.11 介護保険事業計画 地域で暮らしを支え合うまちづくり

重点課題3 健康で生きがいのある地域づくり

取組 No.15 いつまでも元気で暮らせるまちづくり

基本目標2 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～

重点課題3 利用者の権利擁護

取組 No.51・52 地域支援事業・権利擁護事業

5. 主な意見等（取組 No）

(11) 介護保険事業計画 地域で暮らしを支え合うまちづくり（地域包括支援センター）

＜具体的な取組の報告・説明＞

- ・いきいき百歳体操（新田）
- ・総合事業の短期集中通所型サービス（新田）
- ・認知症の理解を広める「認知症サポーター養成講座」（辻村）

（主な質問や意見など）

- ・やすまる広場でのもの忘れチェックについて確認

(15) いつまでも元気で暮らせるまちづくり（高齢福祉課）

＜具体的な取組の報告・説明＞

- ・高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム（今在家）
 - ・意識づくり・・・・・・・・おかげさま・お互いさまの地域活動応援シンポジウム
 - ・地域の担い手づくり・・・シニアのための地域活動基本講座
 - ・健康づくり仲間づくり・・・“チャレンジ”の発行等
 - ・マッチングの仕組みづくり・・・高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム検討会

（主な意見や質問など）

- ・本プログラムの検討委員であったが、よくここまでの形になった。
イメージで書くと分かりにくい、横のつながりがなければ高齢者につながらない。
わからなかったら「とりあえず聞く」という姿勢が大切

⇒駒井：「高齢者福祉」と言っているが、実質的には「まちづくり」。

高齢化率も25%を超えてきており、サービスの受給者としてだけでなく、まだまだ現役の高齢者には担い手として参画いただきたい。

- ・資料では、高齢者から社会参加等への矢印が出ているが実際は違う。
出て来ない、出て来れない高齢者が多数いる。逆向きの矢印のアプローチが必要。

⇒駒井：みんなが行きたくくなるような「楽しい」場所を作ることが重要。

一度参加してみたら、また来たくくなるような環境を作っていきたい。

(51,52) 地域支援事業・権利擁護事業（高齢福祉課・地域包括支援センター）

＜具体的な取組の報告・説明＞

- ・成年後見制度について（今在家）
- ・高齢者虐待について（山浦）

（主な意見や質問など）

- ・心配だなと思って働きかけに行っても反応がない場合が多い。
個人情報保護がネックになって、働きかけにくい。

⇒駒井：事実確認は後でよいので、とにかく市に連絡してつないでほしい。

- ・市につないだ後、どうなったのかの情報がもらえない。

⇒駒井：民生委員は特別職の公務員であるが、現在の市の位置づけでは情報提供ができる位置づけになっていなかった。今回、正式に位置づけ、地域での生活等必要な範囲において報告等を含め情報提供できるよう整理をしている。近々準備が整う予定。

- ・資料には「後見人が住居等を制限することができない」とあるが、金銭等を理由に制限したケースが2ケースあった。また、後見人を変更したいが、簡単にできないと言われ困っているケースがある。それぞれ県等へ報告したが、後見人を使う際には熟考いただきたい。

⇒山浦：成年後見制度の利用促進のための法律もでき、社会福祉士等の利用も進んできた。

後見人候補になる前に事前に本人と出会い、相性を確認するような流れもある。

後見制度の利用に関して熟考することは当然なので、意識して進めていきたい。

- ・民生委員としてではなく、身内（親）の介護の中で言葉の虐待をしていたと振り返る。

⇒山浦：虐待防止の観点を取り締まるものではない。養護者支援として同様のことが起きないように支援をしていくことが重要。

- ・地域包括の実績と後見制度にかかるランニングコストについて。

⇒山浦：資料にある実績は昨年度の延べ件数。包括全体として年間 1,000 人強の対応。

後見の費用に関しては家庭裁判所が本人の収入に応じて判断。大体 20,000 円~/月。

後見の種類や、後見人が親族であるとか専門家が付いているかによって変動しない。

また、複数名が付く場合があるが、同じで総額でこれぐらいとなる。

児童福祉部会

1. 日 時 令和元年6月17日（月）午後1時30分～午後3時00分

2. 場 所 コミセンきたの 大ホール

3. 参加者 野洲市民生委員児童委員協議会 児童福祉部会 24名

子育て支援センター：山本所長

社会福祉課：角課長、宇都宮 合計 27名

4. 評価・検証する取組

基本目標1 地域で支え合い活動の推進～地域福祉活動への市民参加～

重点課題2 子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり

取組 No.33 子育て支援センターの充実

取組 No.34 子育て支援センター事業の充実

5. 主な意見等（取組 No）

子育て支援センター 山本所長より具体的な取組の報告・説明

- ・支援センターの目的
- ・育児サロン（健康推進課と共催）
- ・にこにこ広場（常設広場）
- ・訪問事業
- ・子育て支援講座
- ・相談事業
- ・いどばた広場
- ・関係機関との連携

（主な質問や意見など）※グループ発表。順不同。

- ・市内にいくつ子育て支援センターがあるのか。

⇒山本：市内には3つ。市内の方であればどこでも利用可能。

野洲市子育て支援センター（保健センター3階）、

きたの子育て支援センター（きたの保育園内）、

あやめ子育て支援センター（あやめ保育園分園内）。

- ・孫のときに利用した。お昼に一度帰らないといけないので困った。
- ⇒山本：野洲は12:00~13:00が昼休憩。子どももお昼寝の時間にもなるので。1Fで食事をしてもらうことも可能。しかし、子ども用のイスなどがないことが課題。子どもの利用もできるよう検討する。
- きたの子育て支援センターは通してやっている。
- ・案内が届かない人もいるよう。広報・周知はどのような方法か。
- ⇒山本：市の広報、HP、子育て支援センターだより（平和堂、病院、コミセンなど）にて周知。市の広報は新聞を取っていないと届かないなど問題も。
- ⇒民生委員が配布するなどの協力も考えられるが、自ら仕事を増やすことになるので・・・
- 山本：すでに1歳児訪問のときや学区ごとの育児サロンのときなどに配布していただき、協力していただいている。
- ・学童にみんな入れるようになったが、学童についての情報がほしい。
- ⇒山本：学童は社協やこども課の所管。そちらで情報収集をお願いしたい。
- ・利用されている状況を覗いたことがあるが、親も子も満足している様子が伺える。しかし、平日のみの開所なので働いている親や父への支援を含め土日の開所は？
- ⇒山本：他市では土日開所しているところもあるが、現状土日は休み。未就学児が対象なので、両親とも働いている場合は保育園対応。平日が休みの仕事のケースもあり、父が来られることもある。父だけでなく、祖父母の利用も歓迎。きたの子育て支援センターは「パパデー」を月1回開催している。
- ・個別相談について対応可能時間等詳しく聞きたい。紹介したいので。
- ⇒山本：平日の8:30~17:15。事前に連絡がもらえるとありがたいが、急に相談に来ても 来ても対応はする。時間外等は電話が留守電になるのでそちらに入れてもらえれば後日連絡することもできる。
- ・学区ごとの参加者が知りたい。
- ⇒山本：詳しい資料が手元にないが、祇王や野洲が多い。北野と中主は他の子育て支援センターがあるのでそこまで多くない。三上と篠原はそもそも対象児童が少ない。
- ※追記：野洲：2116組 祇王：2058組 北野：1041組 中主：555組
篠原：383組 三上：218組（昨年度実績 年間延べ組数）
- ・学区ごとに子育てサロンの状況が違うがどうか。
- 北野と祇王は毎月あるが、中主は中里と兵主が1月交替に加え吉地が年4回。対象者にはちゃんと情報は届いている。 ※民生委員同士でも情報の確認を行う。
- ⇒山本：きたの、あやめの子育て支援センターと組み合わせて利用を。学区ごとに年間計画を立てて運営していただいている。年12回~8回
- ・学区のサロンの参加者がイベントの時だけ多い。どのようなイベントが有効か。
- ⇒他の民生委員：プールやクリスマスなどお楽しみは参加が多い。
- ⇒三上の民生委員：芋ほりやみかん狩り、プレゼントがもらえるときはとても多い。
- ⇒中主の民生委員：七夕まつりやあやめ子育て支援センターと一緒にやる運動会などは継続してほしい活動だ。

- ・夏季開所について、初めて知った。もっと宣伝してよいか。具体的な内容は？
⇒山本：限定的な運用になっている。（未就園児ときょうだいの幼稚園児が利用できる。幼稚園児のみや小学生は利用できない）夏休み期間の火・木の午前中のみの開所となる。お盆の週は休み。
昨年度は急遽決まったので案内が不十分だった。今年は7月広報にも掲載予定なので、対象となる子どもについては周知願いたい。
0歳から幼稚園まで同室対応はできないので、隣のリハビリ室が空くのでそちらを活用する。野洲には児童館がないのでその代わりにできる範囲で対応したい。
- ・子育て支援センターは大型遊具が設置できていいなと思う。学区サロンは撤去できるおもちゃしか使えず困っている。
・山本：1歳児訪問について、どのように活動いただいているのか詳しく聞きたい。
⇒野洲の民生委員：主任児童員とエリアの民生委員の2名で訪問。10ヶ月検診で訪問があることは知らせているので、日程調整をすることなく、突撃訪問になっている。
留守のときも多く、何回か行ってもダメなときは留守時に訪問したことを知らせるカードを入れている。時間を変えて何度か訪問しても最終会えないときはプレゼントの絵本や関係書類を郵便受け等に残し、家庭児童相談室へ報告している。
⇒中主の民生委員：中主も同様。マンションやアパートが増え、出会えないことも。
⇒他の民生委員：子育て家庭訪問事業のチラシにはシールを貼って渡している。
出会えると最初は不安がっていた親子とも時間が経つにつれ和んでくる。
核家族化が進んでいるので、関東や九州など近隣に親戚がいない家族等は心配。
⇒山本：笑顔は伝染するので笑顔が大切。

・まとめ

- 樽茶：篠原学区からは遠いので利用が難しい。
実は、双子の孫の子育ての際に子育て支援センターを利用して助けられた。
発達上の課題がある子どもの場合、子どもも保護者も行きにくくなることもあるようなので、センターの方から上手な声かけをお願いしたい。
子育て支援センターや子育てに関する情報を提供していくことも民生委員の大事な仕事。まずは民生委員自身が正しい情報を知ることが大切。今日も知らない情報が知れよかった。

障がい福祉部会

1. 日 時 令和元年6月27日（木）午後1時30分～午後3時00分
2. 場 所 コミュニティセンターぎおう 2階 会議室 1,2
3. 参加者 野洲市民生委員児童委員協議会 障がい福祉部会 17名
障がい者自立支援課：山本課長
地域生活支援室：藤田主査
社会福祉課：角課長、宇都宮 合計21名

4. 評価・検証する取組

基本目標1 地域で支え合い活動の推進～地域福祉活動への市民参加～

重点課題4 ノーマライゼーション（共生）の地域づくり

取組 No.30 障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業

基本目標2 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～

重点課題3 利用者の権利擁護

取組 No.55 野洲市障がい者虐待防止連絡協議会

5. 主な意見等

地域生活支援室 藤田主査より具体的な取組の報告・説明

- ・野洲市の状況について
 - ・高齢化率、死亡率、出生率、自殺者数
 - ・各障がい者手帳等の数 ⇒身体は横ばい、知的・精神は増加傾向
- ・障がい者虐待の状況について
 - ・H30は実人数25人（内2名は虐待認定に至らず）
 - ・H25以降、民生委員からの通報はなく残念
- ・ヘルプマークの情報提供

（主な質問や意見など）

- ・ヘルプマークの配布基準は？
⇒藤田：本人申請による。
- ・これだけ活動しているのにTVのニュースのような事件がなぜ起きるのか？
市民に活動していることをもっと知ってもらう必要があるのでは？
⇒藤田：高齢・児童・障害の各部門で週間や月間に周知啓発をしている。
各部門もニュースにならないように取り組んでいる。
- ・民生委員からの通報がゼロ件について
そもそも障がい者が少なく、民生委員との接点が少ないことが原因では？
民生委員が地域の障がい者の情報を知るにはどうすればいいか？
⇒藤田：作業所等に所属のある障がい者はそちらで発見等してもらっている。
ひきこもっていたりするケースが心配。
障がい者への訪問をしている民生委員はどれくらいいるのか？
民：数人しかいない。
⇒角：障がい者の情報は総数として知らせることができる程度。
高齢部門や他市では情報提供しているところもあるが個人情報になるので、事前に伝えられない。民生委員の負担も考え、何か異変を感じたら市でも社協でもどこでもいいので発信してほしい。逆に、個別ケースで会議等に参加してほしい場合は参加いただいている。
- ・40代の隣人のケース。交通事故に遭い身体障害者に。他府県の姉がこちらへ引っ越し
てきて支援をしているが、高齢の両親の介護もあるよう。
障がいのある当事者が外に出てきたところを見たことがなく心配。
姉に様子を確認するも「大丈夫」と拒否されてしまう。
⇒藤田：若い障がい者は入りにくい。高齢等をきっかけに介入することも。

- ⇒宇都宮：障がい者本人が外に出たい等の意思確認はどうか？⇒民：大丈夫
その気づきや気になったことをどんどん発信してほしい。
- ・ひきこもりや鬱で受診している人はいるのか？市で把握しているのか？
- ⇒藤田：本人がしんどければ受診を。受診につながらないケースも多い。
本人や家族の発信があれば健康推進課が介入することもできる。
- ・視覚障害者について市民向けの研修等はあるのか？盲導犬の写真を撮るような事案があった。駅前工事についても配慮がなく迷ったということを知った。
- ⇒藤田：研修会については把握していない。検討します。
- ⇒宇都宮：合理的配慮の観点から市が発注する工事においては一定の対応をいただいているところであるが、工事の発注を行う担当課へ伝えます。
- ・災害時の支援について、民生委員や自治会はどうするのか？
障がい者の基準は？野田はほぼ地元民なので大体わかるが・・・。
- ⇒角：野田は市の制度に取り組んでいただいたので避難行動要援護者リストを過去に提供したことがあるが更新していない。
現在、7自治会しか市の制度に取り組んでいただけていないが、その他自らの仕組みで取り組んでいただいている自治会もある。

地域活動部会

1. 日 時 令和元年7月23日（火）午前10時～正午
2. 場 所 コミュニティセンターきたの 2階 和室
3. 参加者 野洲市民生委員児童委員協議会 地域活動部会 20名
高齢福祉課：駒井課長 社会福祉課：角課長、宇都宮 合計23名

4. 評価・検証する取組

基本目標1 地域で支え合い活動の推進～地域福祉活動への市民参加～

重点課題1 安全で安心して暮らせる地域づくり

取組No.3 介護保険事業計画 地域で暮らしを支え合うまちづくり

5. 主な意見等

- ・「福祉」（広義）における役割分担
 - ・自助・互助と共助・公助
- ・介護保険とこれまでの福祉、これからの福祉
 - ・総合事業 B型サービス
- ・有償ボランティア
 - ・高齢者の相互支援

（主な質問や意見など）

- ・施策内容と取組名が逆でないか。防災は結果論であり、広く議論が必要だ。

⇒高：施策内容 日常の防災対策の充実

取組名 介護保険事業計画 地域で暮らしを支え合うまちづくり
となっており、おっしゃるとおりと考える。

- ・災害時要援護者のリストの活用は？取組が広がらない理由は？
リストを作っただけになっていて更新されていない。
⇒社：作成はしているが、7自治会のみでの協力となっている。
高島市等取組が広がっている自治体もある。
具体的な活用方法が検討できておらず、活用できていない。
自治会によっては独自の取り組みでリストの更新等もおこなっているところもある。
- ⇒高：平時からのつながりが重要であり、形にこだわらずまずはできることから始めたい。
手始めに、民生委員のみなさまへ情報提供できる準備を進めている。
- ・B型の市の基準は？ゆるくとはどの程度？
⇒高：現在まだ基準はない。個人ではなく団体での補助となる見込み。
⇒民：善意で隣人の世話をしてくれているケースがあるが、周りから良いように言われないケースがある。そういった人たちを評価してあげたい。
⇒民：団体でしか補助できないのであれば、そういった人たちを集めるか、自治会として取り組むか、いずれかの方法になるか。
⇒民：自治会も忙しく、なかなか取り組めない。自治会は毎年役員が変わるが、民生員は3年。仲良くなったなと思ったら交替され、なかなか進まない。
⇒民：防火訪問をしたときのような取り組み方はどうか。
⇒民：自治会のグラウンドゴルフ大会。自治会は準備等大変だが参加者は喜んでいる。
自治会としては中止を考えたが、継続するために、好きで参加している人から担当を決めることでうまく継続できている。費用は自治会持ちだが、準備等は担当。
⇒高：そういった集まりを認知することでその活動が容認される。
先ほどのケースもB型事業も認めることで活躍できるケースも。
しかし、B型は要支援やフレイルチェックの該当者なので対象が少ないかもしれない。
- ・高齢者を担い手にとのことだが、働いている高齢者も多く忙しい。
⇒高：確かに働いている高齢者も多い。年金制度とのズレもある。
- ・ひきこもりの問題が心配。将来どうなるのだろうか。
訪問するにしても、親が隠すケースや家族にも問題意識がないことも。
⇒高：8050問題のように社会問題化している。
しかし、ひきこもること自体に違法性があるわけではなく難しい。
また、その原因も多岐にわたり対応も難しい。

5. 各施策の取組状況（令和元年度）

各施策の取組状況（別添）については、以下の3種類の記号により示しています。

- ◎（良好：80%以上）
- （概ね良好：50%以上 80%未満）
- △（やや低調：50%未満）